

2 最近の拘束条件付取引事件

件 名 (排除措置命令等の年月日)	内 容
平成29年（措）第7号 土佐あき農業協同組合に対する件 （平成29年3月29日排除措置命令）	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料（農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%）について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。
平成22年（措）第20号 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社に対する件 （平成22年12月1日排除措置命令）	① 取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビュー90枚パックの販売及びワンデーアキュビューモイスト90枚パックの販売に関し、それぞれ、当該製品の販売開始以降、当該取引先小売業者に対し、広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。 ② DDプランと称する販売促進策の対象事業者としてジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社が選定した取引先小売業者との取引に当たり、ワンデーアキュビューモイスト30枚パックの販売に関し、遅くとも平成21年12月以降、当該取引先小売業者に対し、ダイレクトメールを除く広告において販売価格の表示を行わないようにさせていた。
中澤氏家薬業株式会社に対する件 （平成22年6月10日警告）	平成10年1月頃から平成22年3月までの間、高知県内において、医薬分業を行っている又は行う予定である保険医療機関の近隣の建物を保険薬局用の店舗として賃貸するに当たり、当該建物の賃借人である保険薬局を営む事業者に対し、建物賃貸借契約の特約等により、当該建物で開設する保険薬局において販売する医療用医薬品の全量又はその購入総額の8割以上を自社から購入すること等を義務付けており、当該事業者とこれに医療用医薬品を販売する自社の競争者との取引を不当に拘束する条件を付けて、当該事業者と取引していた疑いのある行為を行っていた。

3 タクシー事業者の団体等が関与した主な事件

件 名 (排除措置命令等の年月日)	内 容	関係法条
平成23年(措)第15号 新潟市等に所在するタクシー事業者に対する件 (平成23年12月21日排除措置命令)	新潟交通圏における特定タクシー運賃を新自動認可運賃における一定の運賃区分とする旨等を合意していた。	独占禁止法第3条(不当な取引制限)
愛媛県ハイヤー・タクシー協会松山支部に対する件 (平成19年6月28日警告)	松山支部の会員以外の旧松山市においてタクシー事業を営む者に対し、松山支部が管理運営するタクシー乗り場への乗り入れを禁止するとともに、松山共同集金株式会社が同社発行の共同乗車券の取引を拒絶している状況において ① 平成17年3月1日に開催した理事会において、旧松山市においてタクシー事業を開始した法人事業者から同支部へ入会の申出があった場合、営業開始から約1年間は入会を認めないこと ② 平成18年3月16日に開催した理事会において、旧松山市においてタクシー事業を開始した個人事業者については、同支部の会員としての取扱いを認めないことを決定することにより、同支部が会員の地区としている旧松山市のタクシー業の事業分野における事業者の数を制限している 松山支部が管理運営するタクシー乗り場のうち、伊予鉄道松山市駅前及び松山赤十字病院内のタクシー乗り場において、乗り入れ上限台数を各会員の保有車両数に一定率を乗じた車両数とし、2年ごとに割り当てることとしているところ ① 平成18年3月16日に開催した理事会において、今後、新規に各乗り場への乗り入れを希望する会員に対する乗り入れ上限台数を次回の割当てまでの間、保有車両数にかかわらず、1台のみとすること ② 平成18年5月22日に開催した理事会において、各会員の乗り入れ上限台数について、既存の会員は平成14年1月末日時点の保有車両数を基に算定することとし、それ以降の増車を考慮しないこと、また、平成14年2月頃以降に同支部に入会した会員は入会時における保有車両数を基に算定することとし、それ以降の増車を考慮しないこと を決定することにより、同支部の会員の事業活動を不当に制限している疑い。	独占禁止法第8条第1項第3号及び第4号(注)

件 名 (排除措置命令等の年月日)	内 容	関係法条
松山共同集金株式会社に対する件 (平成19年6月28日警告)	自社が発行し又は使用を認める共同乗車券について ① かねてから、旧松山市においてタクシー事業を営む者を会員とし、自社と密接な関係にある松山支部の会員と取引を行っているところ、平成14年2月頃以降、旧松山市における新規参入業者であって松山支部の会員となっていないものからの取引の申出に対し、自社に出資等を行っている松山支部の会員の顧客を奪われないようにするため、これを拒絶している ② かねてから、加盟業者との間では、自社が共同乗車券に係る運賃・料金を支払う際に加盟業者から徴収する手数料の率を当該運賃・料金の4.5パーセントと設定して取引しているところ、平成14年2月頃以降、松山支部の会員となった新規参入業者との取引を行うに際して、当該新規参入業者に加盟業者よりも不利な条件で事業活動を行わせるため、当該新規参入業者に対して、支払準備積立金等を支払って加盟業者と同じ手数料の率で取引する機会を与えることなく、合理的な算出根拠がないにもかかわらず、前記手数料の率を共同乗車券に係る運賃・料金の10パーセント又は15パーセントと設定することにより、当該新規参入業者との取引について、加盟業者との間で不当に差別的な対価をもって取引している 疑い。	独占禁止法第19条（一般指定第2項〔その他の取引拒絶〕，第3項〔差別対価〕） (注)
平成19年（措）第12号 新潟市に所在するタクシー事業者に対する件 (平成19年6月25日排除措置命令)	低額なタクシー運賃等を適用しているタクシー事業者が共通乗車券事業に係る契約を締結することができないようにすることを目的として、新潟市に所在するタクシー事業者21社（平成19年3月8日以降は20社）が、株式会社新潟ハイタク共通乗車券センターを解散させるとともに、新たに共通乗車券事業者3社を設立し、当該3社と低額なタクシー運賃等を適用していたタクシー事業者3社との間で共通乗車券事業に係る契約を締結することを認めないようにすることとし、これに基づき、共同して、株式会社新潟ハイタク共通乗車券センター及び共通乗車券事業者3社に、低額なタクシー運賃等を適用していた3社に対し、新潟交通圏における共通乗車券事業に係る契約を拒絶させている。	独占禁止法第19条（一般指定第1項第2号〔共同の取引拒絶〕） (注)

(注) 平成21年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成21年法律第51号〕）等による改正前の規定を指す。

4 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ～ハ （略）

ニ 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ・ヘ （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

○ 不公正な取引方法（昭和五十七年公正取引委員会告示第十五号）（抄）

（拘束条件付取引）

12 法第二条第九項第四号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。